

携帯電話リサイクル推進協議会における携帯電話等リサイクル指針

平成 25 年 4 月 26 日
携帯電話リサイクル推進協議会

1. 目的

携帯電話、スマートフォン、PHS、タブレット端末等（以下、携帯電話等）には、金、銀、銅などの貴金属や有用金属が高い割合で含有されています。使用済みとなった携帯電話を回収し、国内での適正なりサイクルを行うことにより、資源小国の我が国における資源の有効有用が促進されることが期待されています。

一方、携帯電話等には個人情報が入り、蓄積される場合があります。こうした個人情報の漏えいを危惧し、不要となった携帯電話等を保有し続ける利用者も少なくない状況です。また携帯電話等を含む使用済小型電気電子機器の一部は海外に輸出され、輸出先等で不適正に処分され環境汚染を引き起こしているとの事例も指摘されており、環境保全上の観点からも国内における適正リサイクルが求められているところです。

携帯電話等の回収・リサイクルを促進するためには、携帯電話等利用者のご理解のもと、携帯電話等の回収にご協力いただき、適正なりサイクルに結び付けていくことが重要です。

携帯電話リサイクル推進協議会では、携帯電話等利用者に安心してリサイクルにご協力いただけるよう、回収した携帯電話等の安全、かつ、確実な適正処理の促進に向けて、以下の「携帯電話等リサイクル指針」を定め、本協議会に参加する携帯電話販売店等における適正なりサイクルの取り組みを推進します。

2. 携帯電話等リサイクル指針

(1) 携帯電話等リサイクルの普及啓発

- ・携帯電話等利用者に対し、携帯電話等リサイクルの取り組みや、回収した携帯電話等に講じる個人情報漏えい防止策等について周知するため、以下の措置を講じる。

- ― 一声がけ、店頭POP、店内アナウンスなどによる携帯電話等リサイクルの取り組みや、講じている個人情報漏えい防止措置について周知を行う

- ― 機種変更や任意解約等の手続きに際し、不要となる携帯電話等のリサイクルの意向について確認を行う

(2) 個人情報の漏えい防止の徹底

<携帯電話等販売店において講じる措置>

- ・回収した携帯電話等からの個人情報の漏えいの防止のために、以下の必要な措置を講じる。
 - －回収から引渡までの作業をマニュアル化し、適切な社員教育を行う
 - －携帯電話等利用者自身によるオールリセット等によるデータ消去の実施を支援する
 - －携帯電話等端末にメモリーカードが挿入されていないことを確認し、挿入されていた場合には携帯電話等利用者に返却する
 - －穿孔等の破砕処理が可能な端末に対しては、破砕処理を実施し、施錠可能な収納庫等にて管理を行う
 - －穿孔等の破砕処理が実施できない端末は、回収後、直ちに施錠可能な収納庫等にて管理を行う
 - －回収ボックスを設置して携帯電話等利用者から携帯電話等を回収する場合は、施錠した回収ボックスを設置するなど、盗難防止対策を講じる
 - －携帯電話等の盗難を防止するため、回収した携帯電話等の台数を確認した上で、監視カメラの設置や24時間体制の警備システムなどの効果的なセキュリティ機能、体制のもとで管理を行う

<再資源化処理施設において講じる措置>

- ・携帯電話等を回収し、自ら再資源化を行う事業者は、携帯電話等からの個人情報の漏洩防止のために、以下の必要な措置を講じる。また、携帯電話等を他者に引き渡し再資源化を行う事業者は、引き渡し先事業者に対して、以下の措置を講じられていることを確認する。
 - －携帯電話等の盗難を防止するため、再資源化処理が終了するまで、監視カメラの設置や24時間体制の警備システムなどの効果的なセキュリティ機能、体制のもとで、保管、作業を行う
 - －個人情報が含まれると思われる部品は破砕処理など、物理的破壊を行う

(3) 国内における適正リサイクルの推進

- ・回収、収集運搬、再資源化等を他者に委託等して実施する場合、契約等において、国内における確実で安全な再資源化について規定するなど、携帯電話等の回収から再資源化処理に至るまでの一連の行程を把握する。

- ・回収、収集運搬、再資源化等における、引き渡し、受入れ台数及び重量、リサイクルにより得られた資源の種類ごとの重量等について定期的な報告や、作業現場の実査を実施するなど、業務プロセスの管理を徹底する。
- ・携帯電話等に含まれる有用金属は技術的かつ経済的に可能な範囲で再生資源として回収を行う。プラスチックは技術的かつ経済的に可能な範囲で再生資源として回収、又は熱回収を行う。
- ・携帯電話等から回収した小形二次電池は自ら、又は業として行うことができる者に引き渡し、資源有効利用促進法における密閉型蓄電池の再資源化基準に基づき、適正な処理を行う。
 - －回収した密閉型蓄電池について、技術的及び経済的に可能な範囲で、鉄、ニッケル、コバルトその他の再生資源として利用することができる状態にすることができるものについては、再生資源として利用することができる状態にする
 - －回収した密閉型蓄電池のうち、鉄、ニッケル、コバルトその他の再生資源として利用することができる状態にされるものの総重量は、当該密閉型蓄電池の総重量に対する割合の30%を下回らないこと
- ・携帯電話等から回収した密閉形蓄電池の重量を確認する。

(4) 適正リユースの推進

- ・リユースを行う携帯電話等は、携帯電話等利用者からの回収に際し、リユースを行うことについて同意を得る。
- ・携帯電話等の盗難を防止するため、回収した携帯電話等の台数を把握した上で、リユースした携帯電話等の台数、及びリサイクルした携帯電話の台数及び重量を確認する。
- ・電源オン／オフスイッチの複数回の操作繰り返しを含む通電検査の実施による動作確認を携帯電話等の売却までに行う。
- ・大きな破損や傷、汚れがないことなどの外観の確認とともに、携帯電話等利用者が貼付したシール、ラベル等が残っている場合は、この取りはがしを、携帯電話等の売却までに行う。
- ・当該携帯電話等が次の携帯電話等利用者に渡る前のいずれかの段階で、専用ソフト等を用いて、確実に個人情報に係るデータを削除する。
- ・携帯電話等端末にメモリーカードが挿入されていないことを確認し、挿入されていた場合には携帯電話等利用者に返却する。
- ・古物営業法、電波法等の関連法令を遵守する。

(5) 環境配慮設計等の推進

- ・携帯電話等の設計にあたっては、設計及びその部品又は原材料の種類を工夫することにより、効率的な再資源化の実現に努める。
- ・再資源化により得られた物を利用するよう努める。
- ・携帯電話等に使用する小形二次電池に関しては、資源有効利用促進法を遵守する。